

川本町商工会プレミアム付商品券及び食事券

販売方法及び取扱事業者募集要項

1. 事業の趣旨

川本町商工会では、コロナ禍による経済支援対策としてプレミアム付商品券及び食事券を発行・販売いたします。

これに伴い、町内における事業者において、商品券及び食事券を使用することができる取扱事業者（取扱店）を募集します。

2. 事業の概要

- 商品券名称 「川本町商工会プレミアム付商品券」
- 販売額 10,000円（1冊）単位で販売
※額面1,000円券×12枚を10,000円で販売
プレミアム率：20%
- 購入対象者 町内在住者の世帯単位
- 販売上限 1世帯24枚まで20,000円（2シート）
- 有効使用期間 令和2年7月予定発売日から令和2年12月31日
- 販売期間 令和2年7月予定発売日～1か月間(予定)
- 販売窓口 平日は川本町商工会にて午前8時半から午後6時半まで販売
日曜日の販売は、期間中は本町会館、インフォメーション川本
川本北公民館
※午前9時から午後5時

- 商品券名称 「川本町商工会プレミアム付食事券」
- 販売額 4,000円（1冊）単位で販売
※額面1,000円券×6枚を4,000円で販売
プレミアム率：50%
- 購入対象者 町内在住者
- 販売上限 1人30枚まで20,000円（5シート）
- 有効使用期間 令和2年7月予定発売日から令和2年12月31日
- 販売期間 令和2年7月予定発売日～1か月間(予定)
- 販売窓口 平日は川本町商工会にて午前8時半から午後6時半まで販売
日曜日の販売は、期間中は本町会館、インフォメーション川本
川本北公民館
※午前9時から午後5時

3. 商品券取り扱い遵守事項

取扱事業者は、次に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 川本町商工会プレミアム付商品券は、川本町内の商品券取扱店舗等で食事券は町内飲食店のみで利用可能とします。
- (2) 商品券・食事券の転売、現金との換金、再流通、偽造等の不正行為をしてはならない。
- (3) 商品券・食事券を受け取った時は、再流通を防止するため商品券裏面に店舗名や担当者等の印を押印または記入することとし、再流通防止のため、既に押印等があるものは、受け取ってはならない。
- (4) 使用有効期間を経過した商品券・食事券は受け取ってはならない。
- (5) 使用者が使用する商品券・食事券について、明らかに偽造されたものを受け取ってはならない。
また、その事実を速やかに町へ報告すること。
- (6) 汚損・破損した商品券・食事券は、「プレミアム付商品券及び食事券」として判別不能なものについては受け取ってはならない。
- (7) 商品券・食事券の額面は1,000円単位であり、額面以下の使用についてはお釣りをだすことはできない。
- (8) 商品券・食事券の盗難・紛失・滅失または偽造、模造等に対して、町及び商工会はその責を負わない。
- (9) 商品券・食事券の換金は指定された期日までに行うこと。
- (10) 川本町商工会プレミアム付商品券・食事券事業における登録店舗に生じた費用や損害については、町及び商工会はその責を負わない。

4. 応募要件

川本町内において事業を営む事業者で、次のいずれかに該当する事業者は除きます。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団又は同条第6項に規定する暴力団員が経営する法人若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する法人若しくはこれらに準ずる者
- (2) 暴力団又は暴力団員を利用し、資金提供し、又は便宜を供与する等の関係を有している者
- (3) 特定の宗教又は政治団体と関わる事業者
- (4) 次の商品券利用対象外の取引、商品を取り扱う店舗等
 - ・不動産や金融商品
 - ・商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- ・国税、地方税や使用料などの公租公課

(5) その他町長が不適と認める者

5. 申請方法

申請手続きは、この「募集要項」に同意の上、「取扱事業者登録申請書」に必要事項を記入し、申請窓口に提出して行う。「取扱事業者登録申請書」は川本町商工会にあります。また、川本町商工会ホームページからダウンロードもできます。

この事業の「取扱事業者公募業務」、「プレミアム付商品券・食事券販売業務」、「換金業務」については、川本町商工会が行いますので、申請受付窓口は川本町商工会となります。申請は郵送でも可です。

提出された申請書について記載事項及び上記応募要件についての審査を経た後、「川本町プレミアム付商品券取扱事業者」として登録いたします。

6. 申請期間

令和 2 年 6 月 18 日（木）から令和 2 年 6 月 24 日（水）まで

※募集期間後も随時受付いたしますが、その場合、商品券・食事券購入者へお渡しする取扱事業者一覧に掲載はされませんのでご注意ください。

7. 換金窓口

換金窓口は業務委託先の川本町商工会となります。換金は 20 日締め月末支払で行います。

換金手数料はかかりません。

8. 換金最終締切

換金最終締切期限は令和 3 年 1 月 20 日（水）です。この期限を経過すると換金に応じることができませんので、ご注意ください。

9. お問い合わせ先

川本町商工会

電話：72-0123

FAX：72-2516